

## 令和5年9月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納付・提出期限		提出先
		納付期限	提出期限	
1	源泉所得税 (令和5年8月分)	納付期限	令和5年9月11日(月)	税務署
2	法人税・消費税等 (令和5年7月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和5年10月2日(月)	税務署
3	法人住民税・法人事業税 (令和5年7月31日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和5年10月2日(月)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和6年1月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和5年10月2日(月)	税務署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。  <b>法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</b></p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和6年1月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和5年10月2日(月)	都道府県知事 ・市町村長

## 税理士さんの豆知識

### 2年縛りと免税事業者の登録番号の取消し

#### 「取消届出書」

インボイス制度が10月1日から始まります。基準期間の課税売上が1000万円以下の免税事業者がインボイス発行事業者の登録番号を申請し取得した場合、登録の日から2年経過する日の属する課税期間の末日までは取り消すことができません。・・・注意  
尚、登録を取り消すときは取消届出書を提出する必要があります。

#### 「取下書」

但し、インボイス制度が始まる前の令和5年9月30日までにインボイス発行事業者の登録を取下げるときは取下書により令和5年9月30日までに行うことになります。取下書の書式は指定されていませんので、以下の記載事項により事業者が任意に行うことができます。

提出先はインボイス登録センターです。

#### 「取下書の記載事項」

- ①登録申請者の氏名・名称
- ②納税地
- ③取下の旨
- ④取下げの書類の名称(登録申請書)
- ⑤登録申請書の提出年月日
- ⑥登録申請書の提出方法(書面またはe-Tax)
- ⑦登録番号(通知を受けている場合)